

消費者機構日本ニュースレター

163号

学校法人聖マリアンナ医科大学から、医学部医学科の平成27年度から平成30年度の一般入学試験の全出願者（第2次試験合格者及び辞退者を除く）に対し、入学検定料等相当額（入学検定料、当該年度の出願に要した受験票送料、送金手数料及び出願書類郵送料）を返還するとの回答が届きました。

返還対象となる方で、入学検定料等相当額の返還を求める方は、自ら当該医科大学への申し出が必要であり、[当該医科大学のホームページから返還手続き](#)を行うことを当機構ウェブサイトで呼びかけています。

消費者機構日本では、2020年5月18日、当該医科大学に対して、受験生の属性により不適切な選考が行われていたとして、平成29年度及び平成30年度に医学部医学科の一般入学試験を志願して受験料を支払った女性及び浪人生に対して、入学検定料相当額の返還をするよう、裁判外での申し入れ等を行いました。（[申し入れ及び要請書 2020年5月18日](#)）

当初、当該医科大学からは、平成29年度及び平成30年度における一般入学試験において、「受験生の属性による一律的な得点調整を実施したことはない」として、当機構の求めには応じられない旨の回答が届きました。（[回答書 2020年8月4日](#)）

上記回答を受けて当機構では、近日中に共通義務確認訴訟を提起する予定であることを伝えながら、簡易確定手続時に必要となる当該両年度の受験生の連絡先が記載された出願書類等の資料の開示等を求めました。

そうしたところ、当該医科大学から、医学部医学科の平成27年度から平成30年度の一般入学試験の全出願者（第2次試験合格者及び辞退者を除く）に対し、入学検定料等相当額（入学検定料、当該年度の出願に要した受験票送料、送金手数料及び出願書類郵送料）を返還するとの回答が届きました。（[回答書 2020年11月13日](#)）

また、本件返還に関する内容は、既に、当該医科大学の公式ホームページでも公表（[「平成27年度から平成30年度までの本学一般入学試験出願者への入学検定料等相当額の返還について（お知らせ）」](#)（令和2年12月10日））されています。

詳しくは、当機構ウェブサイト（次のURL）をご確認ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_210128_01.html

昭和大学から、令和 2 年 12 月 31 日現在、入学検定料の返還対象者：5738 人のうち、5232 人（返還率 91.2%）への返還を行ったとの回答をいただいています。

消費者機構日本では昭和大学に対して、2020 年 5 月 18 日付で「平成 29 年度・平成 30 年度の医学部入学試験において、次の①②に対し、入学検定料等相当額の損害賠償金を返還すること」を求める旨の裁判外の再申し入れを行いました。

- ①一般選抜 I 期・II 期、大学入試センター試験利用入試に出席し入学検定料等を支払った浪人生（但し当該年度の最終合格者及び現役生を除く）
- ②一般選抜 I 期・II 期に出席し入学検定料等を支払った女性（当該年度の最終合格者を除く）

本再申し入れに対して昭和大学からは、「消費者機構日本の申し入れに沿って入学検定料を対象者に支払う」旨の回答書（令和 2 年 6 月 26 日付）が届きました。

その後、昭和大学は、「平成 29 年度・平成 30 年度昭和大学医学部入学試験出願者（該当者）への入学検定料の返還について（お知らせ）」（令和 2 年 7 月 3 日付）（以下「お知らせ」）を公表し、「平成 29 年度・平成 30 年度の医学部入学試験（一般選抜 I 期・II 期）に出席し、入学検定料を支払った受験生（但し、当該年度の最終合格者及び男子現役生を除く）に対し、入学検定料を返還することとした」を正式に発表しました。

また、昭和大学は「お知らせ」で、入学検定料の返還を決めた理由を「この度、特定適格消費者団体特定非営利活動法人消費者機構日本より、標題に関わる申し入れがありました。本学では、上記申し入れの趣旨を尊重するとともに、他大学の判決および第三者委員会の指摘も勘案して、（略）」と述べています。

昭和大学の回答と「お知らせ」の発表を受けて、当機構が返還手続きの進捗等を問い合わせたところ、昭和大学からは、「令和 2 年 12 月 31 日現在、5232 人（91.2%、対象者 5738 人）に対して返還手続きが完了した。」旨の回答がありました。

詳細は、当機構ウェブサイト（次の URL）からご確認ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_210128_02.html

【東京医科大学】簡易確定手続（被害回復訴訟）の債権届出への認否がありました。

当機構が 2020 年 11 月 5 日付で裁判所へ行っていた債権届出に対し、2021 年 1 月 22 日付で東京医科大学から認否の回答がきました。

http://www.coj.gr.jp/trial/topic_200616_01.html

〔認否の概要〕

- ① 届出債権 891 個（出願した試験の数）のうち 45 個について、出願の事実を確認できないので否認する。（該当する授権者は 38 名）
- ② 届出債権すべてにおいて、請求された報酬及び費用の水準について争う。（563 名の授権者全員が該当）

〔当機構の対応〕

上記①について

出願の事実を確認できる資料・証拠の有無などについて否認された方と個別にご相談しながら対応を検討しております。

上記②について

本件は「授権者（消費者）が団体に支払うべき費用及び報酬については、基本的には共通義務が認められた相手方が負担するべきである」と考えますので、当機構は争う予定です。

昨年 11 月 5 日の債権届出については http://www.coj.gr.jp/trial/topic_200616_03.html 参照ください。

特定商取引法・預託法改正案から、法定交付書面の電子化の論点を取り除くことを要請する書面を提出

規制改革推進会議において特定継続的役務提供における概要書面及び契約書面の電子化が取り上げられました。これに呼応し、消費者庁は、特商法及び預託法において、消費者の承諾を得た場合に限り、電磁的方法により交付することを可能にするとの方針を示しています。

当機構は、消費者被害の拡大防止と被害救済促進をはかるために、以下のような理由から、書面による交付を維持するべきと考えます。

今通常国会に上程準備がすすめられている特商法・預託法改正案については、通販定期購入への規制強化や販売預託商法禁止といった点を中心に大きく期待しています。しかし、法定交付書面の電子化に限っては検討が拙速に過ぎ反対であり、2月18日付で、自由民主党、公明党、消費者庁及び消費者委員会に対し、今通常国会に提出を準備されている特商法・預託法改正案から、法定交付書面の電子化の論点を取り除くことを要請する書面を提出しました。

<書面による交付を維持するべきと考える理由>

(理由 1)

電磁的交付について、消費者が実質的判断の伴う承諾をできないケースが多いこと

消費者庁は、消費者の保護を損なわないよう、消費者の承諾を得た場合に限り、電磁的方法により交付することを可能にするとしています。

しかし、特商法・預託法の規制対象となっている取引類型においては、不意打ち的な勧誘や特定利益を期待させる契約など、契約時の正常な判断が難しい場合が多いのが特徴です。そうでなくとも契約の成立時には、消費者と事業者の間には一時の信頼関係があることが多く、また、消費者は契約内容の理解に精いっぱいであり、その時点で法定書面を電子交付とすることの承諾を求められると、安易に応じてしまうことは想像に難くありません。

事後になって相手方が悪質であることや契約内容に関する錯誤があったことが判明して、相手方との信頼関係がなくなり消費者被害に発展したときに、概要書面及び契約書面の重要性に気づいても、電磁的方法で交付されているはずのものを見つけ出せないといった事態が生じうることは容易に想像できます。

概要書面や契約書面が、被害発生時という局面で果たす機能を理解したうえで、電磁的交付を選択するという実質の伴った判断を、消費者が容易にできるとは思われません。

（理由 2）

消費者被害の救済のためには、概要書面及び契約書面の第三者視認性の確保が重要であること。

高齢者等が次々販売で過量契約を結ばされていたり、架空の投資話の被害にあったりした場合に、親族やヘルパーなどの見守りのできる第三者が、契約書を発見し、被害の実態がわかるといったことがあります。

消費者被害にあっている者が、被害を隠したいといった心理が働いたり、自身では契約内容の問題点を理解できず、みずから契約内容の問題を訴えることができない場合も多く、第三者が概要書面又は契約書面を発見して、被害救済が始まるといったケースです。

このような事例がある以上、特商法及び預託法といった消費者被害の生じやすい取引分野においては、概要書面及び契約書面の第三者視認性が確保される必要があります。この点は、「消費者の承諾を得た場合に限り、電磁的方法により交付する」ことにしたとしても、解決できません。書面での交付が維持されるべきです。

（理由 3）

検討プロセスが性急で、消費者被害が多い取引分野に定められている特定商取引法及び預託法において、法定書面の電磁的交付を認める必要性が不明であること。

※詳細略

要請書本文は、当機構ウェブサイトに近日アップいたしますので、ご確認ください。

全国の適格消費者団体（21 団体）のホームページ公表情報 （2021年1月1日～2月10日分）

○各適格消費者団体（21 団体）のホームページの公表情報です。事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。※同一団体内の掲載順は、公表日が新しいものからとなっています。

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公表情報(2021年1月1日~2月10日)
<p>《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021-01-29 : シェアリングテクノロジー(株)からの回答書を受領しました。 ■ 2021-01-29 : 松原工業(株)からの回答書を受領しました。 ■ 2021-01-08 : (株)サンミュージックブレーンからの回答書を受領しました。
<p>《消費者市民ネットとうほく》 http://www.shiminnet-tohoku.com/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021.01.29 株式会社オーネットに対する申入経過を公表します。 ■ 2021.01.28 大正製薬株式会社に対する要請等の経過について公表します。 ■ 2021.01.28 株式会社 IBJ に対する申入れ経過について公表します。 ■ 2021.01.28 介護施設やトレーニングジムを運営する事業者に対し行った照会の結果を公表します。
<p>《とちぎ消費者リンク》 http://tochigilink.org/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021/01/27: 株式会社 E C スタジオより回答書が届きました。
<p>《消費者支援群馬ひまわりの会》 https://www.npo-himawari.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021年02月02日: 特定商取引法等の書面の電子化に反対する意見書を提出しました ■ 2021年01月15日: (株) ZERUTA に対する共通義務確認訴訟(被害回復訴訟)の第2回期日が終了しました ■ 2021年01月08日: アマゾンジャパン合同会社に対し「申入書」を送付、「回答」を受領しました
<p>《消費者市民サポートちば》 https://sapochiba.com/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021年02月09日 是正申し入れの状況 Do テックソリューション(株)
<p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021年1月29日: 昭和大学から、令和2年12月31日現在、入学検定料の返還対象者：5738人のうち、5232人(返還率91.2%)への返還を行ったとの回答をいただいています。 ■ 2021年1月29日: 聖マリアンナ医科大学が、医学部医学科の平成27年度から平成30年度の一般入学試験の全出願者(第2次試験合格者及び辞退者を除く)に対し、入学検定料等相当額(入学検定料、受験票送料、送金手数料及び出願書類郵送料)を返還しています。

<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021-1-27: 定期購入契約の規制強化を求める意見書と改正個人情報施行令規則案に関する意見書を提出しました。ぜひご確認ください。 ■ 2021-1-5: 「特定商取引法における書面交付のオンライン化を可能とする改正に反対する意見書」を提出しました。
<p>《消費者支援かながわ》 http://www.ss-kanagawa.org/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021年1月13日 株式会社グラングレスに申入れを行いました 2021年1月13日付(株)グラングレスの申入書.pdf
<p>《消費者支援ネットワークいしかわ》 http://csnet-ishikawa.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021年02月03日: 訪問販売等特定商取引法にかかる取引類型について、契約書面電子交付を可とする法改正に強く反対する意見書を提出しました。 ■ 2021年02月02日: エヌ・ティー・ティー・ソルマーレ株式会社に対して再申入書を送付しました。 ■ 2021年02月02日: アブロードインターナショナルスクール名古屋校に対して申入書を送付しました。 ■ 2021年02月02日: 大東建託パートナーズ株式会社から回答書が届きました。 ■ 2021年01月25日: フィットイージー株式会社から回答書が届きました。 ■ その他: 申し入れ活動記事一覧: https://cnt.or.jp/category/information
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021年1月22日: 消費者庁に対して、特定商取引法・預託法の法定交付書面の電子化を進めることに強く反対する意見書を提出しました。
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021年2月3日: 株式会社ジェイコムウエストが顧客訪問前に配布・回収する「宅内作業希望日調査票」が改善されたことを受け、要請活動を終了しました。 ■ 2021年1月29日: 特定商取引法の書面の電磁的方法による交付を認めるとする法改正に対する意見書を提出しました。 ■ 2021年1月28日: 興和(株) に対して送付した「カンゾコーワ」の容器・包材、販促資材等の表示についての「お問合せ(その4)」に対する「回答」を受領しました。 ■ 2021年1月5日: LINE Pay 株式会社提供スマートフォン決済サービスのLINE PayにおけるLINE Money アカウン下利用規約に関する問題等の検討及び意見交換の結果の公表
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021年2月1日付: 「特定商取引法上の書面交付の電子化に反対する意見書」を発送しました。

	<p>■ 2021年1月26日：<u>ハートランド管理センター(株)に対する差止請求訴訟の第3回目の裁判が開かれました。</u></p>
<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	<p>■ 2021/01/27：インシップ第3回 期日終了しました ： <u>（株）フォーチュンへ申入書を送りました</u> ： <u>（株）GRACE へ申入書を送りました</u></p> <p>■ 2021/01/27：<u>「特定商取引法における契約書面等の拙速な電子化に反対し、十分な議論と慎重な対応を求める意見書」</u></p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《えひめ消費者ネット》 http://ehime-syohisya-net.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>


 特定非営利活動法人 消費者機構日本
 発行人：藤井喜継 編集責任者：磯辺浩一
 〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階
 TEL:03-5212-3066 FAX:03-5216-6077